

第 2 4 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する異議申立て（以下これらを「本件各異議申立て」という。）の対象となる行政文書を非公開とした本件各処分は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申について

本件各異議申立ては、いずれも異議申立人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、配偶者からの暴力等（以下「DV」という。）に関して個別事例の支援内容が記載された文書を含む行政文書の公開請求に対する非公開決定に係るものであり、また、いずれの異議申立てにおいても、本件各処分の対象となる文書の公開を求めるものであり、相互に密接な関連性が認められることから、本件各異議申立てについて、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各異議申立てに至る経過

異議申立て①	公開請求日	平成26年10月 8日
	請求内容	区役所が管理するDVに関する文書一式（措置されて母子生活支援施設を退所した人の分 3人分）
	決定通知日	平成27年 3月26日
	特定した行政文書の名称	別表 1のとおり (以下「本件行政文書①」という。)
	決定内容	非公開決定
	公開しない理由	・ 条例第 7条第 1項第 1号に該当 被害者の氏名等の情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため。 ・ 条例第 7条第 1項第 3号に該当 被害者からの相談に関する情報を公にすることにより、加害者から避難した被

		<p>害者が探索され、生命、身体の危険が生ずる犯罪の可能性が生じ、平穏な市民生活を脅かされる可能性があり、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当 <p>被害者からの相談に関する情報は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 23 条で、職務関係者に対して、被害者の安全確保及び秘密の保持に十分配慮すべきことを規定している。</p> <p>被害者が安心して安全に相談できることは、被害者保護に不可欠である。相談したことが明らかになることは、被害者の安心と安全が脅かされることにつながり、被害者に相談先への不信感を与えることになり、今後の被害者支援業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	異議申立日	平成 27 年 5 月 8 日
異議申立て②	公開請求日	平成 26 年 11 月 26 日
	請求内容	DV に関する文書一式（受理から措置、退所、自立支援までの各区直近からの 1 人分。起案文書、決裁文書を含む。）
	決定通知日	平成 27 年 3 月 26 日
	特定した行政文書の名称	別表 2 のとおり (以下「本件行政文書②」という。)
	決定内容	非公開決定
	公開しない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当 <p>被害者の氏名等の情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当 <p>被害者からの相談に関する情報を公にすることにより、加害者から避難した被害者が探索され、生命、身体の危険が生ずる犯罪の可能性が生じ、平穏な市民生活を脅かされる可能性があり、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当

		<p>被害者からの相談に関する情報は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第23条で、職務関係者に対して、被害者の安全確保及び秘密の保持に十分配慮すべきことを規定している。</p> <p>被害者が安心して安全に相談できることは、被害者保護に不可欠である。相談したことが明らかになることは、被害者の安心と安全が脅かされることに繋がり、被害者に相談先への不信感を与えることになり、今後の被害者支援業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	異議申立日	平成27年 5月 8日
異議申立て③	公開請求日	平成27年 5月11日
	請求内容	H26年度直近から 3人分 各区役所DV担当者（課）に対する開示請求（処遇日誌のうち①補助保育に関する部分②ケース記録③援助記録）
	決定通知日	平成27年 6月 5日
	特定した行政文書の名称	各区DV担当者に係る処遇日誌（平成26年度各区 3人分） （以下「本件行政文書③」という。）
	決定内容	非公開決定
	公開しない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 7条第 1項第 1号に該当 処遇日誌には、個人の氏名、相談内容など様々な特定の個人を識別することができる情報が含まれている。それらは、通常他人に知られたいと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため。 ・ 条例第 7条第 1項第 3号に該当 処遇日誌を公にすることにより、加害者から避難した被害者が探索され、生命、身体の危険が生ずる犯罪の可能性が生じ、平穏な市民生活を脅かされる可能性があり、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるため。
	異議申立日	平成27年 7月14日

第 4 異議申立人の主張

1 本件各異議申立ての趣旨

本件各処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

(1) 本件異議申立て①及び②

条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号に該当しない。

(2) 本件異議申立て③

条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当しない。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

本件行政文書①、②及び③（以下「本件各行政文書」という。）には、DV 被害者及び相談者等（以下「DV 相談者等」という。）の氏名等が記載されており、通常他人に知られたくないと認められる、特定の個人を識別できる情報を含むものであり、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するものである。

2 条例第 7 条第 1 項第 3 号該当性について

本件各行政文書には、DV 相談者等からの相談に関する情報等が記載されており、それを公にした場合、加害者等から DV 相談者等の所在が探索され、DV 相談者等の生命、身体の危険が生ずる犯罪の可能性が生じることとなる。

したがって、本件各行政文書は、公にすることにより、人の生命、身体の保護、犯罪の予防の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を含むものであり、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するものである。

3 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

本件行政文書①及び②には、DV 相談者等が相談した情報が記載されており、それを公にした場合、DV 相談者等の安心と安全が脅かされることに繋がり、DV 相談者等に相談先への不信感を与えることになるため、今後の DV 相談者等の支援事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件行政文書①及び②は、公にすることにより、本市の行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むものであり、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するものである。

第 6 審査会の判断

1 本件各異議申立てにおける争点は以下のとおりである。

(1) 本件異議申立て①及び②

ア 実施機関が非公開としたDV相談者等の氏名等の情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

イ 実施機関が非公開とした担当職員等の氏名が、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書ア括弧書きに該当するか否か。

ウ 実施機関が非公開としたDV相談者等からの相談に関する情報等が、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否か。

エ 実施機関が非公開としたDV相談者等の支援に関する情報が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。

(2) 本件異議申立て③

ア 実施機関が非公開としたDV相談者等の氏名等の情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

イ 実施機関が非公開とした担当職員等の氏名の情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書ア括弧書きに該当するか否か。

ウ 実施機関が非公開としたDV相談者等からの相談に関する情報等が、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否か。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第23条は、職務関係者に対して、被害者の安全確保及び秘密の保持に十分配慮しなければならないことを規定している。

(2) DV相談者等の支援の事務又は事業にかかる情報には、DV相談者等の相談内容や避難先に関する情報、具体的な支援に関する情報、支援者の組織や体制に関する情報等が含まれている。

(3) DVにおいては、加害者がDV相談者等の情報を入手してDV相談者等を探索することがあり、居所が加害者に明らかになった場合に、DV相談

者等は、加害者への恐怖心や加害者の探索から逃れるために、望まない転居を強いられることもある。

(4) 内閣府の調査によると、加害者等から暴力行為や脅迫を受けた支援者が少なからず存在していることが窺える。また、本市においては、支援者の氏名が加害者に知られ区役所へ押しかけられる事例が発生しているほか、他市町村においては、被害者側の弁護士が加害者から暴行を受け重傷を負う事例も報告されている。

(5) 内閣府作成の加害者対応マニュアルには、職員のリスクマネジメントの観点から職員の個人名を教えることについては慎重に検討を行う必要があり、加害者に対応する際には名札を外して対応することも検討すべきとの記載がある。

3 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員等である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分については非公開情報に該当しないが、当該公務員等の氏名を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分は非公開情報に該当するとしている。

(2) 当審査会において本件各行政文書を見分したところ、DV相談者等の氏名、年齢、性別、本籍、住所、電話番号、世帯状況、生育歴等の情報（以下「本件個人情報」という。）及びDV相談者等から相談を受けた担当職員等の氏名（以下「本件職務遂行情報」という。）が記載されている。

(3) 本件個人情報について

ア まず、本件個人情報が、プライバシー性の高い個人に関する情報であることは明らかである。

イ 次に、本件個人情報のうち、DV相談者等の氏名、本籍、住所、電話番号、世帯状況、生育歴等は、特定の個人を識別することができる情報であり、年齢、性別等は、氏名等を伏せればそれ自体では特定の個人が識別される情報とは認められないが、相談数等を照合することにより、特定の個人を識別できると認められる。

ウ そして、本件個人情報は、DV相談に関する情報であり、プライバシー性が高い情報といえ、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

エ 他方、異議申立人の主張は、条例第7条第1項第1号に該当しないとするものにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。

オ したがって、本件個人情報は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

(4) 本件職務遂行情報について

ア まず、本件各行政文書に記載されている、DV相談者等から相談を受けた担当職員、承認者及び決裁者（以下「本件職員等」という。）の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである。

イ 次に、本件職員等は本市の職員であり、DV相談者等から受けた相談記録等に記載されている本件職員等の氏名は、当該職務に関連して記載されているもので、職務の遂行に係る情報であると認められる。

ウ もっとも、公務員等の職務の遂行に関する情報であったとしても、条

条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書ア括弧書きの規定により、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、当該情報は非公開情報に該当することから、本件職員等の氏名がこれに該当するか否かを判断する。

(ア) まず、公務員等の氏名等に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合とは、当該公務員の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合をいう。

(イ) 次に、上記 2 (4) のとおり、本件職員等と同等の立場にある者が、加害者から暴力行為や脅迫を受けた事例は決してごく限られた件数に留まるわけではない。

よって、本件職員等が加害者から何らかの暴力行為や脅迫等を受けおそれは否定できず、本件職員等の氏名を公にすることは、当該公務員の私生活等に影響を及ぼす可能性があるとして認められる。

(ウ) したがって、本件職員等の氏名を公にすることは、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる。

エ 他方、異議申立人の主張は、上記 (3)エで述べたとおりで、具体的な主張は認められない。

オ 以上のことから、本件職員等の氏名は、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書ア括弧書きに該当すると認められる。

5 条例第 7 条第 1 項第 3 号該当性について

(1) 本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) 当審査会において本件各行政文書を見分したところ、DV相談者等からの相談に関する情報、具体的な支援に関する情報、施設入所中の情報、関係機関等のやり取りに関する情報、施設の入退所に関する情報等（以下「本件公共安全情報」という。）が記載されている。

(3) 本件公共安全情報は、DV相談者等の安全確保のための支援内容及び避難後の足取りや現在の居所が推測できる内容となっている。

それらの情報が公になり、DV相談者等の避難先や連絡先が加害者に知

られると、加害者から避難したDV相談者等が探索され、加害者から更なる暴力被害を受け、DV相談者等の生命、身体の保護に支障を及ぼすおそれがあるほか、加害者が避難先の関係者や施設入居者等に対しても危害を加え、避難先の関係者や施設入居者等の生命、身体の保護にも支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4) 他方、異議申立人の主張は、条例第7条第1項第3号に該当しないとするものにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。

(5) したがって、本件公共安全情報は、条例第7条第1項第3号に該当すると認められる。

6 条例第7条第1項第5号該当性について

(1) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生じる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 当審査会において本件行政文書①及び②を見分したところ、本市におけるDV相談者等に対する具体的な支援内容や関係機関等とのやり取り等、DV相談者等の支援に関する情報（以下「本件行政運営情報」という。）が記載されており、本市が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

(3) そして、DV相談者等の支援には、DV相談者等と本件職員等との間に信頼関係が構築された上で、警察等の関係機関との緊密な連携が図られることやDV相談者等の自立支援等の体制を整備する必要がある。

本件行政運営情報が公になると、DV相談者等が本件職員等に対して不信任を抱き、これまで築いてきた本件職員等との間の信頼関係が崩れ、加害者からの報復を恐れて相談を躊躇する等、支援をするために必要な情報がDV相談者等から得られず、適切な支援ができなくなるおそれがあると認められる。

また、加害者等にDV相談者等の情報が知られれば、支援を妨害しようとする関係機関との連携を妨害するおそれのほか、DV相談者等の自立支援等の体制の整備に支障を及ぼすおそれが生じることが想定される。

(4) 他方、異議申立人の主張は、条例第 7条第 1項第 5号に該当しないとするものにとどまっており、本件行政運営情報を公にする利益について、具体的な主張は認められない。

(5) したがって、本件行政運営情報を公にすることが、非公開とすることにより確保される適正な業務の遂行と比べ、優先されるべき利益となるとは認められない。

(6) 以上のことから、本件行政運営情報は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

異議申立て	年 月 日	処 理 経 過
異議申立て①	平成27年 7月 3日	諮問書の受理
	7月13日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	8月20日	実施機関の弁明意見書を受理
	8月27日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	令和元年 5月24日 (第17回第 1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第18回第 1小委員会)	調査審議
	8月23日 (第20回第 1小委員会)	調査審議
	11月19日	答申
異議申立て②	平成27年 7月 3日	諮問書の受理
	7月13日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	8月20日	実施機関の弁明意見書を受理
	8月27日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する

		反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	令和元年 5月24日 (第17回第 1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第18回第 1小委員会)	調査審議
	8月23日 (第20回第 1小委員会)	調査審議
	11月19日	答申
異議申立て③	平成27年 8月24日	諮問書の受理
	9月 2日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	9月30日	実施機関の弁明意見書を受理
	10月26日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	令和元年 5月24日 (第17回第 1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第18回第 1小委員会)	調査審議
	8月23日 (第20回第 1小委員会)	調査審議
	11月19日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久

別表 1

特定した行政文書の名称
<ul style="list-style-type: none">・ 女性相談票・ 愛知県女性相談センター一時保護依頼票・ 住民基本台帳事務における支援措置申出書・ 配偶者からの暴力の被害者に関する証明書・ 入所前ケース照会書・ 入所申込書・ 母子生活支援施設入所承諾書・ 被虐待児受入加算の適用について・ 被虐待児受入加算対象児童調書・ 措置・徴取金決定伺・ 徴取金決定通知書・ 入所後確認面接に向けて・ 自立支援計画票・ 母子自立支援計画意見書・ 入所者面接のお願い・ 退所後支援計画票・ 退所届・ 異動届出書・ 母子保護実施解除通知書 <p>(母子生活支援施設を退所した人の分 3人分)</p>

別表 2

特定した行政文書の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性相談票 ・ 女性相談記録簿 ・ 愛知県女性相談センター一時保護依頼票 ・ 相談申込票 ・ 住民基本台帳事務における支援措置申出書 ・ 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書 ・ 配偶者からの暴力の被害者に関する証明書 ・ 入所前ケース照会書 ・ 入所申込書 ・ 入所申請書 ・ 入所依頼書 ・ 入所委託書 ・ 入所承諾書 ・ 児童福祉法第23条に基づく入所依頼について ・ 母子生活支援施設入所依頼書 ・ 母子生活支援施設入所承諾書 ・ 母子生活支援施設入所委託書 ・ 措置・徴取金決定伺 ・ 徴取金決定通知書 ・ 収入申告書 ・ 被虐待児受入加算の適用について ・ 被虐待児受入加算対象児童調書 ・ 母子生活支援施設入所面接カード ・ 入所後確認面接に向けて ・ ケース検討会の開催について ・ 自立支援計画票の送付について ・ 自立支援計画票 ・ 母子自立支援計画意見書 ・ 児童の支援計画書 ・ 利用者自立計画票 ・ 入所者面接のお願い ・ 定期面接に向けて ・ 定期面接 ・ 定期面接報告書

- ・母子の生活状況について
- ・退所後支援計画票
- ・退所後支援計画票の送付について
- ・退所前面接報告書
- ・退所届
- ・母子生活支援施設退所届
- ・退所報告書
- ・退寮通知書
- ・退所申し出書
- ・入所の解除に関する意見書
- ・異動届出書
- ・母子保護実施解除通知書
- ・措置解除届

(DVに関し、受理から自立支援までの直近からの各区 1人分)